予防接種のお知らせ

✿高齢者の肺炎球菌ワクチン定期予防接種について✿

高齢者の肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌による肺炎を予防するためのワクチンです。下記内容をご確認いただき、医療機関へご予約の手続をお願いします。

※①の対象者の方には、5月下旬に予診票を発送しています。
また、②に該当される方で接種をご希望になる方は、国保・健康課までご連絡ください。

■対 象 者　①平成30年度に次の年齢となる方

年齢	対象生年月日	年齢	対象生年月日
65歳	昭和28年4月2日生～昭和29年4月1日生の方	85歳	昭和8年4月2日生～昭和9年4月1日生の方
70歳	昭和23年4月2日生～昭和24年4月1日生の方	90歳	昭和3年4月2日生～昭和4年4月1日生の方
75歳	昭和18年4月2日生～昭和19年4月1日生の方	95歳	大正12年4月2日生～大正13年4月1日生の方
80歳	昭和13年4月2日生～昭和14年4月1日生の方	100歳	大正7年4月2日生～大正8年4月1日生の方

②60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器機能の身体障害者手帳1級を保持する方またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方

■接種期間　平成30年6月1日（金）から平成31年3月31日（日）まで

■接種回数　1回　**※過去に成人用肺炎球菌ワクチン（23価）を接種したことがある方は、対象外となります。**

■自己負担　2,500円（接種した医療機関でお支払いください。）
※市民税非課税世帯および生活保護法による被保護世帯に属する方は、免除制度があります。

✿転入された方へ✿

さぬき市へ転入された方で90か月（7歳6か月）未満のお子さまの保護者の方は、今までに受けている予防接種についてご連絡をください。予防接種の種類によっては、通知の時期を過ぎている場合がありますので、必ずご連絡をお願いします。
90か月以上～高校3年生相当年齢の方についても、公費（無料）で接種できる場合がありますので、国保・健康課までご連絡をお願いします。

✿長期療養のため定期接種を受けられなかった方へ✿

長期にわたり療養を必要とする疾病で予防接種を受けられなかった方が、回復後2年以内に接種する場合には、定期接種として認められる場合があります。
対象となる疾病の種類や対象年齢等については、国保・健康課までお問い合わせください。

【問】国保・健康課（長尾支所2階）　☎(0879)52-2518

B型肝炎感染被害における救済手続説明会

「日本肝炎デー（7月28日）」を含む月曜日から日曜日までの1週間は、「肝臓週間」です。集団予防接種等によるB型肝炎ウイルスに感染された被害者に対する救済手続きの説明会を、下記のとおり開催致します。説明会では、弁護団所属の弁護士が手続きの概要等について説明し、個別のご相談にも応じます。救済手続きへの参加を検討されている方、手続きについて質問がある方、是非、ご参加下さい。

上記日程以外の説明会についても、随時、弁護団のホームページ（http://bkan-kagawa.info/）でお知らせしていますので、ご参照下さい。

説明会への参加が難しい場合には、説明会でお配りする資料を郵送することも可能です。詳しくは、下記までお問い合わせ下さい。

日 時　**平成30年7月28日（土）**
午後1時30分から（受付14時30分まで）
平成30年7月29日（日）
午前10時から（受付11時まで）

場 所　サンポートホール高松 66会議室
（高松市サンポート2－1）

【問】全国B型肝炎訴訟広島弁護団事務局
☎フリーダイヤル（0120）10-6589

街角の年金相談センターの年金相談　予約不要

7月17日（火）10:00～15:00
寒川公民館1階第3会議室

運転免許証等の本人確認書類、基礎年金番号がわかる年金手帳、年金証書、印鑑等をお持ちください。
（代理人がお越しになる場合は委任状と委任状に押印した印鑑が必要となります）

【問】街角の年金相談センター高松オフィス
（平日8:30～17:15）☎(087)811-6020

年金事務所の出張年金相談　予約制

6月26日（火）10:00～15:00
津田支所1階新会議室

7月26日（木）10:00～15:00
市役所本庁附属棟多目的室

年金手帳、年金証書、印鑑等をお持ちください。（代理人がお越しになる場合は委任状が必要となる場合があります）

＊予約制ですので、事前に高松東年金事務所までご連絡ください。

【問・申】高松東年金事務所お客様相談室
（平日8:30～17:15）☎(087)861-3866

日本年金機構からのお知らせ

国民年金保険料免除申請について

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除または猶予となる制度があります。

保険料の免除や猶予を受けず、保険料が納め忘れの状態で、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

保険料の納付期限から2年を経過していない期間について、さかのぼって免除等を申請できますので、未納期間がある方は、高松東年金事務所または市役所の国民年金担当窓口へご相談ください。（学生納付特例も同様です）

申請される年度ごとに、申請書は1枚ずつ提出していただき、対象年度の前年所得により審査を行ないます。

なお、平成30年度の免除は、平成30年7月2日より受付開始となります。

【問】高松東年金事務所国民年金課
☎(087)861-3866
さぬき市国保・健康課
☎(0879)52-2514